

## 参 考 资 料

## 策定経過

### 1 滋賀県教育振興基本計画策定委員会の設置

広く県民、教育関係者、有識者等からの意見や提言を反映させるため、「滋賀県教育振興基本計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置しました。

策定委員会では、知事からの諮問を受けて審議を重ね、平成20年(2008年)11月4日に「滋賀県教育振興基本計画（原案）」を知事へ答申されました。

	開催年月日	主な議題
第1回	平成20年(2008年)6月13日	教育をめぐる現状・課題について（意見交換）
第2回	平成20年(2008年)8月12日	答申骨子案（検討素案）について
第3回	平成20年(2008年)9月11日	答申原案について
第4回	平成20年(2008年)10月30日	答申案について

### 2 県庁内の検討体制

県庁一体となって計画づくりに取り組んでいくため、次のような取組を行いました。

#### ■推進本部の設置

滋賀県教育振興基本計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、県庁内において部局横断的に検討を進めました。

#### ■ワーキンググループの設置

教育委員会内の検討体制として、滋賀県教育振興基本計画策定事業ワーキンググループを設置し、策定作業を進めました。

#### ■庁議等を活用した策定状況の報告

計画の策定状況を庁内に周知するため、県政経営会議や教育企画会議等を通じて、策定委員会の開催結果等を報告しました。

### 3 県民等からの意見

計画に県民の方の意見等を反映するとともに、計画検討の参考とするため、次のような取組を行いました。

#### ■市町との対話

各市町より「滋賀県教育振興基本計画（原案）」に対する意見等をいただきました。

◇実施期間：平成20年(2008年)11月6日～21日

◇実施形式：文書往復

◇意見等の提出件数：54件（11市町から）

## ■ 県民政策コメント

「滋賀県教育振興基本計画（原案）」（市町からいただいた意見等の反映後の原案）を県民の皆さんに公表し、意見等をいただきました。

◇実施期間：平成20年(2008年)12月5日～平成21年(2009年)1月5日

◇意見等の提出人数および件数：17人（団体含む）、74件

## 4 策定までの主な流れ

時 期	内 容
平成20年(2008年)	
4月	推進本部の設置 策定委員会委員の公募
6月13日～10月30日	知事からの諮問を受け、策定委員会において審議
11月4日	策定委員会委員長から知事へ答申
11月6日～21日	市町との対話（文書往復）
12月5日～1月5日	県民政策コメント
平成21年(2009年)	
2月16日	2月県議会において、策定状況を報告 ※ 計画（原案）の報告
6月24日	6月県議会に滋賀県教育振興基本計画（案）を上程
7月16日	6月県議会において、滋賀県教育振興基本計画議決

諮問文

滋教委教総第572号  
平成20年(2008年)6月13日

滋賀県教育振興基本計画策定委員会 委員長 様

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法の改正や滋賀県基本構想の策定を受けて、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を、県民に明らかにしていく必要があることから、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための滋賀県教育振興基本計画を策定したいと考えますので、これについて意見を問います。

(説明)

昭和22年に制定された前教育基本法のもと、戦後、日本の教育水準は飛躍的に向上し、社会経済の発展を支え、安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果をあげてきました。本県におきましても、この間、高校・大学等への進学希望に応えるため、県立高校等の整備をはじめ、県立大学の設置、私立大学の誘致を進めるとともに、滋賀らしい教育環境の充実に努めてきたところであり、特にびわ湖フローティングスクール「湖の子」に象徴されます実践型の環境学習の推進や、特別支援教育での先進的な取組などは、全国的にも高い評価を得てまいりました。

しかしながら、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化、地域における人間関係の希薄化など、社会の状況は大きく変化しました。これまで家庭や地域に自ずと備わっていた教育力が低下してきていると言われており、物質的な豊かさが、逆に、子どもたちから目的意識を持って物事に取り組む意欲を減退させているとの指摘もあります。いじめや不登校などの問題が深刻化するとともに、子どもが巻き込まれる事件や事故の多発が暗い影を落としています。加えて、外国籍の子どもたちの教育環境についても課題があります。

これらの今日的な教育課題に対応するため、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法の全部が改正され、教育の目的および理念ならびに教育の実施に関する基本が定められました。これまでの教育基本法の普遍的な理念は継承し、個人の価値を尊重しつつ、新たに道徳心、自律心、公共の精神など、まさに今求められている教育の理念について、規定されています。

そして、これらの理念を具体化するものとして、同法第17条において、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を織り込んだ基本的な計画、いわゆる「教育振興基本計画」を政府が定めることとされ、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

そこで、本県においては、同法の改正の趣旨を踏まえ、平成19年12月に策定された「滋賀県基本構想」を上位計画として、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する「滋賀県教育振興基本計画」を策定したいと考えています。

この計画を基に、子どもたちの「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりが能力を最大限に発揮して、幸せや豊かさを実感しながら、明日の滋賀を担う自立した社会人として成長できること、そして、生涯にわたって主体的に学び、学びの成果を自らの生活や仕事に生かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築いていく生涯学習社会の実現を目指して、具体的な取組を進めたいと考えております。

以上の点を踏まえ、貴委員会の意見を問うものであります。

答申文

滋 教 計 策 第 4 号  
平成 20 年(2008 年)11 月 4 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子 様

滋賀県教育振興基本計画策定委員会  
委員長 秋 山 元 秀

「滋賀県教育振興基本計画」について（答申）

平成 20 年(2008 年)6 月 13 日付け滋教委教総第 5 7 2 号で諮問のありました「滋賀県教育振興基本計画」については、当策定委員会において慎重に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

## 滋賀県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見や提言を計画に反映させるため、滋賀県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、滋賀県教育振興基本計画について、必要な事項を協議し、答申を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

学識経験者

市町教育委員会関係者

保護者

学校関係者

委員の公募に応じた者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第4条 委員会には、委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

### (関係者の出席要請等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

滋賀県教育振興基本計画策定委員会委員

平成20年6月～平成21年6月

区分	氏名	職名等	性別
学識経験者等	あき 秋 山 もと 元 秀	滋賀大学理事・副学長	男
	やま 山 なか 中 やす 康 ひろ 裕	京都大学名誉教授	男
	たに 谷 ぐち 口 くみ 久 美 子	特定非営利活動法人CASN代表 滋賀県社会教育委員会議委員	女
	よし 吉 み見 しず 静 こ子	岐阜女子大学名誉教授 滋賀県文化財保護審議会会長	女
	う 宇 の 野 かず 一 え 枝	滋賀県体育協会副会長 滋賀県スポーツ振興審議会副会長	女
	つじ 辻 あつ 淳 お 夫	滋賀経済団体連合会 滋賀経済同友会特別幹事	男
市町教育委員会	いわ 岩 きき 崎 よう 洋 こ子	滋賀県都市教育長会 栗東市教育委員会教育長	女
	おぎ 荻 た 田 ひさ 久 かず 籌	滋賀県町村教育長会 前豊郷町教育委員会教育長	男
保護者	こ 小 まき 巻 お さ み	滋賀県PTA連絡協議会会長 大津市PTA連合会副会長	女
	ご 護 ほう 法 よし 良 のり 憲	滋賀県公立高等学校PTA連合会 県立膳所高等学校PTA会長	男
	もり 森 おか 岡 ゆう 優 こ子	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会 県立鳥居本養護学校PTA会長	女
学 校	ほそ 細 かわ 川 ひで 英 こ子	滋賀県国公立幼稚園長会 大津市立膳所幼稚園長	女
	ふ 文 むろ 室 よし 淑 み 美	滋賀県小学校長会 高月町立七郷小学校長	女
	たか 高 だ 田 り 利 え 江 こ子	滋賀県中学校長会 野洲市立野洲北中学校長	女
	てら 寺 むら 村 ぎん 一 ろう 郎	滋賀県高等学校長協会 滋賀県立八幡商業高等学校長	男
	う 宇 の 野 まさ 正 のぶ 信	滋賀県特別支援学校長会 滋賀県立聾話学校長	男
	やま 山 だ 田 よし 義 かず 和	滋賀県私立中学高等学校連合会 滋賀短期大学附属高等学校長	男
公募委員	きた 北 むら 村 み 美 え 栄 こ子	(公募委員)	女
	ふじ 藤 まる 丸 あつ 厚 し 史	(公募委員)	男

計19人(男性 9人(47.4%)・女性10人(52.6%))